

資料編
参 考 資 料

1. 松山市NPO登録

次のいずれにも該当している NPO は、登録を申請することができます。

1. 3人以上で組織されている団体であること。
2. 市民活動を行う主たる区域を、松山市内に有すること。
3. 事業費の総額に対して、市民活動に係る事業費の占める割合が2分の1以上であること。
4. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある活動をしていないこと。

NPO

民間非営利団体。市民活動を行う団体で、社団としての実体を具備し、かつ、その組織及び活動の概要について一定期間ごとに情報を公開しているもの。
ただし、以下に規定する活動を行う団体でないこと。

1. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
3. 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
4. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体が行う活動



2. 松山市NPO登録のメリット

登録は随時募集しています。登録した団体には以下の特典があります。

- ◆松山市の補助金に申し込むことができます。
(※次頁の市民活動推進補助金を参照)
- ◆コムズ 1-2 会議室を無料で利用できます。
・面積 34 平方メートル ・定員 18 名
- ◆団体が行う事業での名義後援は、まちづくり推進課が窓口になります。
収益目的の事業など、後援できないものもあります。また、事業に関連する課にご案内することがあります。
- ◆松山市の様々な場所で団体の PR に協力します。
公の施設（コムズのロビー）に展示ブースを設け、登録団体のパンフレットやチラシなどがより多くの人たちの目に留まるようにしています。また、市民に各団体の情報を提供しています。
- ◆協働の提案はまちづくり推進課が窓口となります。
団体からの協働の提案は、まちづくり推進課にご相談ください。提案の事業に関連する課をご案内します。
- ◆まつやま NPO サポートセンターが広報をお手伝いします。
市内各新聞社へのプレスリリースの作成をお手伝いします。
- ◆活動に有益な情報をお届けします（随時）。
例：松山市の補助金情報など
- ◆まつやま市民活動配送便が利用できます。
団体が発行する「イベントチラシ」などをまつやま NPO サポートセンターが取りまとめ、松山市の庁内メール便を使って提供します。

*** 上記の特典には、随時変更があります。**

登録した団体は、事業年度ごとに、決められた書類を松山市に提出しなければなりません。

- (1) 前事業年度の事業報告書
- (2) 前事業年度の収支決算書
- (3) 前事業年度の役員名簿



3. 市民活動推進補助金

市民や企業の皆様からの寄付に市費を合わせて『市民活動推進基金』を設け、その基金をもとに審査を経て採択が決定した NPO の事業に補助金を交付しています。

補助金の申請は年 1 回で、定められた期限までに松山市の NPO 登録を行った団体が対象です。

補助の種類	要件	補助限度額
立ち上がり支援事業	設立後 3 年未満	事業費の 3 分の 2 以内、 40 万円を限度
成熟促進支援事業	3 年以上の活動実績	事業費の 2 分の 1 以内、 30 万円を限度
市民協働 まちづくり モデル事業	市と協働で取り組む事業かつ 先駆的なまちづくりの モデルとなるもの	事業費の 2 分の 1 以内、 200 万円を限度
次世代育成支援事業	本市に在住または通学している 児童、生徒または学生で構成する 3 人以上の団体	事業費の全額、 区分により 5～15 万円を限度



4. 松山市NPO登録している団体一覧

松山市のホームページに一覧表を掲載していますので、以下のURLからご確認ください。

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/shiminkatsudo/npo/npo-iritiran.html>

